

平成27年4月から

## 「子ども・子育て支援新制度」が始まります

子育て支援課 ☎65・1242 ㊟37・3844

### ▼「子ども・子育て支援新制度」とは…

この制度は、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく新たな制度のことを言います。

### ▼新制度の主なポイント

①全ての子育て家庭を社会全体で支援するため、「年金」、「医療」、「介護」、「子育て支援」の社会保障4経費とする国が定めた制度です。

②就学前の子どもに、例外的な教育・保育を保障するため、地域子育て支援の充実を図り、家庭の実情に応じて保護者が選択できる環境を整備します。

③保育の利用にあたっては、市が定める「保育を必要とする事由」に基づき支給認定を行った上で、市が利用調整を行います。なお、認定区分と利用施設

### ＜認定区分と利用施設＞

認定区分	対象年齢	保育を必要とする事由	利用施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園 保育園
2号認定	満3歳以上	就労、妊娠、出産、 疾病・障がい、 介護・看護など	認定こども園 保育園
3号認定	満3歳未満	就労、妊娠、出産、 疾病・障がい、 介護・看護など	認定こども園 地域型保育事業所※

※地域型保育事業所とは、新制度で創設される「小規模保育事業所」、「事業所内保育所」などを言います。

は左表のとおりです。

④子育ての第一義的責任は保護者にあることを共有した上で、子育て家庭を取り巻く施設・企業・地域などの各主体が、それぞれの立場で総合的に下支える仕組みをつくりまします。

### ▼現行制度からの主な変更点

①新制度へ移行した施設で教育・保育を受けるには、全ての利用者が新たに「支給認定申請」を行うことが必要となり、市において「支給認定証」を交付します。

②「支給認定証」に基づき、利用者が施設を選択し、「利用申し込み」を行います。  
※支給認定申請と施設の利用申し込みは、同時に行っていたり、

く予定です。

③保育園などを利用する場合、就労時間などによって、利用時間が「保育標準時間（最長で11時間）」、「保育短時間（最長で8時間）」に区分され、各施設が設定する時間帯を超えた部分の利用については、「延長保育」の対象となります。

④新制度へ移行した幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育事業所の「保育料（利用料）」については、国が定める基準額を上限として、今後市において新たに定めます。

⑤新制度では、各施設と利用者

が「公的契約」を結ぶこととなり、保育料を滞納した場合に、利用施設を退園していただくことが原則となります。

### ▼これからの予定

各施設における支給認定申請および利用申し込みの受け付け期間や保育料などについては、内容が決まりしだい、順次市政だよりや市ホームページなどお知らせします。

なお、子ども・子育て支援新制度についての詳しい内容を知りたい人は、内閣府ホームページ（子ども・子育て支援新制度に関する情報のページ）をご覧ください。

☎内閣府ホームページアドレス  
<http://www.8.cao.go.jp/shoushi/index.html>  
 ☎市ホームページアドレス  
[http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/detail.php?hif\\_id=24645](http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/detail.php?hif_id=24645)